

# リフォーム工事請負契約書

2022年4月11日

## 工事名称

工事名称 テスト

工事場所 386-4

工期 2022年4月11日 より 2022年4月11日

引渡 工事完了後 7 日以内

## 発注者

氏名 テスト 様

住所 テスト

TEL 000

生年月日 0000/00/00 世帯人数 人

地震補償に加入しますか？ ※昭和56年6月1日以前に建てられた建物は加入出来ません。  
※税込み11万円以下は加入できません。  
※建築物登記簿謄本のご提出後のご登録になります。  
※尚、引渡し後1ヵ月以内に提出がない場合は、加入できません。

いいえ

罹災証明書で半壊以上の被害認定が出ていますか？

いいえ

## 受注者 株式会社ハウジング重兵衛

代表 菅谷 重貴

担当者名 日下部 克信

住所 千葉県成田市土屋386-4

TEL 0476-23-1101

FAX 0476-23-1105

### 請負金額

1. 0 円

2. 支払い方法 前払金 (契約金として) 0 円

部分払 (着工金として) 0 円

部分払 (中間金として) 0 円

竣工払 工事完了確認後7日以内 0 円

「※」の注意内容について確認しました。

署名

#### 第1条（信義誠実の原則）

- 1 発注者と受注者とは、各々対等な立場において、互いに協力し、信義を守り、誠実に本契約を履行するものとします。
- 2 本契約に定める条件に従い、受注者は工事を完成して本契約の目的物を発注者に引渡すものとし、発注者はその請負代金（消費税を含みます。以下同じ）を受注者に支払うものとします。

#### 第2条（一括委任・一括請負）

- 1 受注者は、工事の全部または一部を第三者に委任し、または請け負わせることができるものとし、発注者はこれをあらかじめ承諾します。
- 2 発注者は、受注者に対し、前項の施工業者の変更を求めるときはできないものとします。
- 3 発注者は、受注者の事前の書面による承諾を得ずに、発注者の指定業者によってリフォーム工事を施工させることはできないものとします。

#### 第3条（権利義務の承継）

- 1 発注者および受注者は、相手方の書面による承諾を得ずに、本契約から生ずる自己の権利または義務を第三者に譲渡し、もしくは承継させることはできないものとします。
- 2 発注者および受注者は、相手方の書面による承諾を得ずに、本契約の目的物または工事材料を第三者に譲渡または貸与し、もしくは抵当権その他の担保の目的に供することはできないものとします。

#### 第4条（設計・工事管理業務等）

- 1 発注者は、発注者および発注者が指定する者が行う場合を除き、受注者が次の業務を行うことを確認します。
  - (1) 設計図書の作成
  - (2) 建築確認申請図書の作成
  - (3) 建築確認のための所轄行政庁との協議、諸手続
  - (4) 工事管理業務
- 2 発注者は受注者が前項の業務を適切かつ円滑に実施できるよう協力するものとします。
- 3 本契約締結時において、詳細図面または仕様書が完成していない場合、発注者および受注者は、本契約締結後直ちにこれらの作成のための打合せを行なうこととします。
- 4 発注者および受注者は、前項の打合せの結果、確定した承認図および仕様書をもって最終実施設計図書とし、受注者は、最終実施設計図書に従い、誠実に施工するものとします。
- 5 最終実施設計図書に詳細を明示されていない事項は、工事の施工上、重要な事項については発注者および受注者が誠実に協議して定めるものとし、その他の軽微な事項については、最終実施設計図書の作成後、さらに発注者および受注者が協議して定めるものとされた事項を除いて、受注者が建築実務における健全な実務慣行に従い施工することができるものとします。

#### 第5条（工事用地の確保）

- 1 発注者は、本契約の目的物の敷地その他工事の施工のため必要な土地（以下「工事用地」といいます）について、発注者の責任と費用をもって、施工のため必要な日までに確保し、工事用地に擁壁がある場合には、その安全性を確認した上で、受注者の使用に供するものとします。
- 2 工事用地の全部または一部が借地または共有地である場合、発注者は、発注者の責任と費用をもって、着工予定日の1週間前までに、当該工事用地の使用について土地所有者または共有者の承諾書を取得し、受注者に提出するものとします。
- 3 工事用地について、権利関係に関する第三者の異議の申出その他工事の施工のため不都合な事由が生じた場合、発注者は、発注者の責任と費用をもって、解決するものとします。

#### 第6条（材料支給・貸与品）

- 1 発注者は、受注者の事前の承諾がない限り、受注者に対し、支給材料・貸与品を使用させることはできないものとします。
- 2 発注者の支給材料・貸与品の受渡期日は受注者の定めに従うものとし、受渡場所は工事現場とします。
- 3 受注者は、発注者の支給材料・貸与品を、善良な管理者として使用・保管します。

#### 第7条（工事の変更・追加）

- 1 発注者は、設計、仕様の変更または追加等の工事の変更を希望する場合、受注者の承諾を得るものとします。
- 2 受注者は、次の各号の一によって、設計、仕様の変更または追加等の工事の変更を行う必要のあるときは、発注者に対して、工事の内容の変更を求めることができるものとします。
  - (1) 天災地変その他の自然的条件、災害、天候の不良およびこれらに伴う建材等の納品の遅延
  - (2) 関係法令等による規制（建築主事などからの指導を含みます）
  - (3) 工事現場の状態、地盤の状態、擁壁の状況
  - (4) 近隣住民の要求（日照・眺望・電波障害・境界等）その他第三者の行為
  - (5) 受注者が認識していなかった既存建物の瑕疵・不都合等の原状
  - (6) その他工事現場における施工の支障となる事態の発生
- 3 前2項その他の理由により工事内容を変更する場合、発注者および受注者は、発注者および受注者の署名または記名・押印のある書面（変更確認書等）を作成して、必要事項を定めるものとします。

#### 第8条（工期の変更）

- 1 受注者は、次の各号の一によって、期限内に工事を完成することができない場合は、発注者に対して、工期の変更を求めることができるものとします。
  - (1) 工事に支障を及ぼす天災地変、災害、天候の不良およびこれらに伴う建材等の納品の遅延
  - (2) 建築確認、所轄行政庁の許認可、検査等の遅延
  - (3) 各融資手続き等の遅延
  - (4) 第7条（工事の変更・追加）・第12条（一般の損害）第2項・第13条（第三者の損害および第三者との紛議）・第14条（不可抗力による損害）に該当する場合
  - (5) 第21条（発注者の中止または解除権）第1項・第22条（受注者の中止または解除権）により中止された工事を再開する場合
  - (6) 発注者の指定業者による工事遅延その他受注者の責に帰することのできない事由
- 2 前項その他の理由により工期を変更する場合、発注者および受注者は、発注者および受注者の署名または記名・押印のある書面（変更確認書等）を作成して、必要事項を定めるものとします。

#### 第9条（請負代金の変更）

- 1 次の各号の一に該当する場合は、発注者および受注者は相手方に請負代金の変更を求めることができるものとします。
  - (1) 第7条（工事の変更・追加）により工事の変更または追加があったとき。
  - (2) 第8条（工期の変更）により工期の変更があったとき。
  - (3) 第6条（支給材料・貸与品）の支給材料・貸与品につき品目、数量、受渡期間、または受渡場所の変更があったとき。
  - (4) 法令の制定・改廃、経済事情の変動による工事材料または労力の調達の困難等により、請負代金が適当でないと認められるとき。
  - (5) 中止した工事または災害を受けた工事を継続する場合で、請負代金が適当でないと認められるとき。
  - (6) 近隣対策の必要が生じ、これにかかる費用の増額が認められるとき。
- 2 前項その他の理由により請負代金を変更する場合、発注者および受注者は、発注者および受注者の署名または記名・押印のある書面（変更確認書等）を作成して、必要事項を定めるものとします。ただし、工事終了後でなければ、金額の確定ができない工事については、最終金支払時に受注者から発注者に対し、見積書を提出し、金額の協議を行うものとします。
- 3 請負代金額を変更するときは、原則として、工事の減少部分については請負代金内訳書の単価により、増加部分については時価によるものとします。

#### 第10条（設計図書に適合しない施工）

- 1 受注者は、既存建物の瑕疵・不都合等の原状または次の各号の一によって生じた最終実施設計図書に適合しない施工については、その責を負わないものとします。
  - (1) 発注者の支給材料・貸与品
  - (2) 発注者または発注者の指定する者に指定された工事材料・設備の機器の性質
  - (3) 発注者または発注者の指定する者に指定された施工方法
  - (4) 第7条（工事の変更・追加）第2項に該当する事由
  - (5) その他発注者の責に帰すべき事由
- 2 前項の場合であっても、施工について適当でないことを知りながら発注者に通知しなかった場合は、受注者はその責を免れることはできないものとします。

#### 第11条（損害の防止）

- 1 受注者は、工事の着工後、工事の完成引渡しまでに、自己の費用で、本契約の目的物、工事材料または第三者に対する損害の防止のため、関係法令に基づき、必要な処置をとることとします。
- 2 前項の処置のうち、受注者において、建築実務における健全な実務慣行に従い請負代金に含むことが適当でないと認められたものの費用は発注者の負担とします。
- 3 受注者は、災害防止などのため特に必要と認めるときは、発注者に通知して臨機の処置を取ることとします。ただし、急を要するときは、処置をしたのち発注者に通知するものとします。
- 4 前項の処置に要した費用のうち、受注者において、建築実務における健全な実務慣行に従い請負代金に含むことが適当であると認められたもの以外の費用は発注者の負担とします。

#### 第12条（一般の損害）

- 1 工事の施工にあたり、受注者が施工上の故意・過失によって、工事の完成引渡しまでに本契約の目的物、工事材料その他施工一般に損害を与えたときは受注者の負担とします。
- 2 前項の損害のうち、既存建物の瑕疵・不都合等の原状または次の各号の一に該当する場合は発注者の負担とします。
  - (1) 発注者の都合によって受注者が着工予定日までに工事に着手できなかったとき、または発注者が工事を繰延べもしくは中止したとき。
  - (2) 発注者の請負代金の前払または部分払が遅れたため、受注者が工事に着手できず、または工事を中止したとき。
  - (3) 工事用地の提供、支給材料または貸与品の受渡しが遅れたため、受注者が工事の手待、または中止をしたとき。
  - (4) 第10条（設計図書に適合しない施工）第1項に定める事由その他発注者の責に帰すべき事由によるとき。

#### 第13条（第三者の損害および第三者との紛議）

- 1 工事の施工にあたり、受注者が施工上の故意・過失によって、工事の完成引渡しまでに第三者の生命、身体に危害をおよぼし、または財産などに損害を与えたとき（受忍限度を超えるものに限るものとします）は受注者の負担とします。ただし、既存建物の瑕疵・不都合等の原状または発注者の責に帰すべき事由によるときは、発注者の負担とするものとします。
- 2 工事の施工にあたり、工事の完成引渡しまでに第三者との間に紛議を生じたときは、次の各号に従うものとします。ただし、既存建物の瑕疵・不都合等の原状または発注者の責に帰すべき事由によるときは、発注者の負担により処理解決にあたるものとします。
  - (1) 騒音・振動を原因として生じた紛議は、受忍限度を超えるものについては受注者がその解決にあたり発注者・受注者協議のうえ必要な措置をとるものとします。
  - (2) 日照障害・眺望侵害・風害・電波障害等、敷地の土地利用形態を原因として生じた生活環境に関する紛議、または境界その他近隣関係に関する紛議は、発注者がその処理解決にあたり、発注者・受注者協議のうえ必要な措置をとるものとします。同紛議の処理については、可能な限り受注者も協力をするものとします。
  - (3) その他第三者との間の紛議は、発注者・受注者協議のうえ必要な措置をとるものとします。

#### 第14条（不可抗力による損害）

- 1 工事完成引渡しまでに天災地変その他の自然的条件、災害または第三者の行為など発注者および受注者のいずれの責にも帰すことのできない事由（以下「不可抗力」といいます）によって、本契約の目的物、工事材料、支給材料・貸与品等に損害を生じたときは、受注者は損害発生後すみやかにその状況を発注者に通知しなければなりません。
- 2 前項による損害その他の不可抗力に基づく費用について、受注者が善良な管理者の注意義務を怠った場合は受注者の負担とし、受注者が善良な管理者の注意義務を果たした場合は発注者の負担とします。
- 3 火災保険その他損害を補填するものがあるときは、それらの額を損害額より控除したものを前項の損害額とします。

#### 第15条（完成検査）

- 1 受注者は工事完成後すみやかに発注者との間で竣工の確認を行い、竣工確認終了後、発注者および受注者は、受注者所定の竣工検査立会証を作成するものとします。
- 2 竣工確認の際、指摘事項があった場合には、竣工検査立会証の指摘項目欄に当該指摘事項を記載するものとし、受注者は、当該指摘事項のうち手直し工事を要するものについては誠実に対応するものとします。
- 3 発注者が正当な理由なく第1項の施工確認、「竣工検査立会証」の作成または手直し工事の施工を拒んだ場合は、受注者は、工事を完成したものとみなすことができます。

#### 第16条（引渡し）

- 1 発注者は、前条の竣工確認または手直し工事の完了後（前条第3項により完成したとみなす場合を含みます）すみやかに受注者に対し請負代金の支払を完了するものとし、発注者は、請負代金の支払後、受注者より本契約の目的物の引渡しを受けるものとします。
- 2 本契約の目的物の所有権は、請負代金の支払完了および引渡しにより受注者から発注者に移転します。
- 3 引渡しにあたって発注者は受注者所定の引渡確認書に署名または記名・押印することにより、引渡しの確認を行うものとし、
- 4 発注者は、本契約の目的物の引渡しにあたって使用目的に特段の支障のない軽微な修補が必要となる場合であっても、受注者が期間を定めてその修補を約束したときは引渡しを拒否することができず、請負代金の支払を完了しなければなりません。

#### 第17条（請負代金等の支払い方法）

本契約に基づく請負代金、諸費用等の発注者から受注者への支払いは、原則として受注者の指定する金融機関の口座に振込の方法にて行うものとし、振込手数料は受注者の負担とします。

#### 第18条（代理受領）

- 1 発注者が請負代金の一部に充当するため、受注者の指定する金融機関の融資（つなぎ融資を含みます）を利用する場合、発注者は、受注者に対し、融資金の代理受領を委任するものとします。この場合、発注者は、融資の実行手続および受注者の代理受領手続に協力するものとします。
- 2 前項の場合、発注者は、工事完成の前後を問わず、受注者が代理受領した融資金を請負代金に充当することをあらかじめ承諾します。

#### 第19条（瑕疵担保責任）

- 1 本契約の目的物に受注者の工事に基づく瑕疵があることが判明した場合、受注者は、発注者に交付する保証書記載の期間内において、同記載の責任を負うものとし、ただし、第10条（設計図書に適合しない施工）第1項に定める場合を除きます。
- 2 前項の規定にかかわらず、瑕疵が重要でなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、適当な額による損害賠償により修補に代えることができるものとします。
- 3 受注者に対し第1項による請求をした場合、発注者は、受注者による要請があるときは、当該瑕疵についての調査に応じなければなりません。この場合の調査費用は、調査箇所に発注者が主張する瑕疵が存する場合には受注者の負担とし、発注者が主張する瑕疵が存しない場合には発注者の負担とします。
- 4 発注者が、適切なメンテナンスを怠ったことにより生じた不具合については、受注者は本条の責任を負いません。

#### 第20条（遅延損害金）

- 1 受注者の故意または過失によって、工期内に本契約の目的物の引渡しができない場合、発注者は、請負代金から工事の出来形部分に対する請負代金相当額を控除した額について、年率5%の割合により計算した金額の違約金を請求することができるものとします。なお、第8条（工期の変更）第1項各号に定める事由は、受注者の故意・過失には当たらないものとします。
- 2 発注者が請負代金の支払いを遅滞した場合、受注者は、請負代金からすでに受領した代金を控除した残額について、年率5%の割合により計算した金額の違約金を発注者に請求することができるものとします。
- 3 発注者が前項の遅滞にあるときは、受注者は、本契約の目的物の引渡しを拒むことができるものとします。この場合、受注者の故意または重大な過失により損害を生じたときの他は、その損害は発注者が負担するものとします。また、本契約の目的物の引渡しまでに管理のために要した費用は、発注者の負担とするものとします。

#### 第21条（発注者の中止または解除権）

- 1 発注者は、工事の完成前までは、やむを得ない事由がある場合は、工事を中止し、または本契約を解除することができます。この場合、発注者は、受注者に対して、これによって生ずる受注者の損害（それまでに要した費用を含みます）を賠償するものとします。
- 2 発注者は、工事の完成前までは、次の各号の一にあたる場合は、工事を中止し、または本契約を解除することができます。この場合、発注者は、受注者に対して、これによって生ずる発注者の損害の賠償を求めることができます。
  - (1) 受注者が正当な理由なく着工予定日を過ぎても工事に着手しないとき。
  - (2) 受注者の責に帰すべき事由により著しく工事が遅れ、工期内または期限後相当期間内に受注者が工事を完成する見込みがないことが明らかになったとき。
  - (3) 受注者が本契約に違反し、その違反によって本契約の目的を達することができないことが明らかになったとき。

## 第22条（受注者の中止または解除権）

- 1 発注者は、次の各号の一にあたる場合は、工事を中止することができます。
  - (1) 発注者が請負代金の支払（前払または部分払を含みます）を遅滞し、受注者が相当の期間を定めて催告してもなお支払いに応じないとき。
  - (2) 発注者が第18条（代理受領）に定める代理受領に必要な手を遅滞しているとき。
  - (3) 発注者が正当な理由なく、受注者との協議に応じないとき。
- 2 受注者は、次の各号の一にあたる場合は、本契約を解除することができます。
  - (1) 受注者の責に帰すことのできない事由による工事の遅滞または中止期間が工期の3分の1以上、または1ヶ月以上になったとき。
  - (2) 発注者が工事を著しく減少したため、請負代金が4分の1以上減少したとき。
  - (3) 発注者が第5条（工事用地の確保）に違反したとき。
  - (4) 前号のほか発注者が本契約に違反し、その違反によって本契約の履行ができなくなったとき。
  - (5) 発注者が請負代金の支払能力を欠くおそれがあることが明らかになったとき。
  - (6) 建築関係諸法令（建築主事などからの指導を含みます）に照らして、工事を適法に施工することが困難であると認められるとき。
  - (7) 近隣住民・第三者との間で工事の続行に弊害が発生したとき。
  - (8) 発注者または発注者の関係者が暴力団・暴力団員・暴力団関係団体・暴力団関係者・右翼標榜団体・総会屋その他の反社会的勢力であり、またはこれらの者との関係があることが明らかになったとき。
  - (9) 発注者または発注者の関係者が前号の反社会的勢力を名乗るなどして、受注者の名誉・信用を毀損し、もしくは業務の妨害を行いまはは不当要求行為を行ったとき。
  - (10) その他本契約の履行を阻害する事由が発生したとき。
- 3 前2項の場合、受注者は、発注者に対して、受注者に生じた損害の賠償を求めすることができます。

## 第23条（契約解除後の処理）

- 1 本契約を解除したときは、発注者は、受注者に対し、工事の出来高部分と現場搬入済の工事材料に相当する請負代金額を支払って費用を清算した上で、受注者から工事の出来高部分と現場搬入済の工事材料の引渡しを受けるものとします。
- 2 前項の規定にかかわらず、着工前に本契約を解除する場合は、発注者は、受注者のすでに要した費用を負担するものとし、受注者は発注者の既払金を当該費用に充当することができます。この場合、不足があるときは、発注者はその不足額を受注者に支払い、余剰があるときは、受注者は無利息にて発注者にその余剰額を返還することにより清算するものとします。
- 3 本契約を解除したときは、発注者および受注者は、協議の上、各当事者に属する物件について期間を定めてその引取り、後片付けなどの処理を行います。
- 4 受注者の催告にもかかわらず、発注者による前項の処置を遅れている場合、受注者は、発注者に代わってこれを行ない、その費用を請求することができます。
- 5 法令違反等を理由に本契約が取り消された場合、前4項に準じて処理するものとします。

## 第24条（融資利用の場合の特例）

- 1 請負代金の支払の全部または一部に充てるため、発注者が金融機関等からの融資を利用する場合で、受注者の指定する日までの間に融資を受けられないことが判明したときは、受注者は本契約を解除することができるものとします。
- 2 前項の場合、前条に準じて処理するものとします。

## 第25条（建築確認が受けられない場合の特例）

- 1 工事の施工にあたり建築確認が必要となる場合で、着工予定日の20日前までに建築確認が受けられないときは、受注者はその着工予定日を延期することができるものとします。
- 2 建築確認申請内容の変更を求められた場合、発注者および受注者は、建築確認を受けることができるよう、協議の上、必要に応じ、工事内容、請負代金、工期等を変更するものとします。
- 3 法令その他やむを得ない事由により、発注者の希望する工事につき、建築確認を受けられないことが客観的に明らかとなった場合または前項の協議が整わない場合、受注者は本契約を解除することができるものとします。
- 4 前項の場合、第23条（契約解除後の処理）に準じて処理するものとします。

## 第26条（通知）

発注者は、発注者または保証人の住所または所在地・氏名または名称を変更したときは、すみやかにこの旨を書面により受注者に通知するものとします。

## 第27条（発注者が複数の場合）

- 1 発注者が2名以上の場合、発注者は、受注者に対して負担する一切の債務を、互いに連帯して履行する責を負うものとします。
- 2 発注者が2名以上の場合、発注者と受注者の連絡は次の定めに従うものとします。
  - (1) 発注者の受注者に対する通知、連絡、現場の指示等の内容に疑義のある場合、受注者は、他の発注者に対して確認を求めすることができます。
  - (2) 受注者の発注者に対する通知、連絡、請求等は、発注者の1人に対して行えば、他の発注者に対して効力を生じるものとします。

## 第28条（保証人）

- 1 発注者が保証人を立てる場合、保証人は、本契約に基づく発注者の受注者に対する債務について、発注者と連帯して保証の責を負います。
- 2 保証人が保証債務を履行できないことが明らかになったときは、受注者は、発注者に対して、保証人の変更を求めすることができます。

## 第29条（印紙等負担）

本契約書ならびに本契約に付随して発注者および受注者の間にて締結する契約書等がある場合、印紙税等の契約書類作成費用は、発注者および受注者が各自において負担するものとします。

### 第30条（反社会的勢力の排除）

1 甲及び乙は、互いに、自らが次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、又将来にわたって該当しないことを保証する。

- ① 暴力団、暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他の反社会的勢力(以下、総称して「反社会的勢力」という。)
  - ② 反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等
  - ③ 反社会的勢力に資金を提供し、又は便宜を供与するなどの関係にあること
  - ④ 反社会的勢力と社会的に非難される関係にあること
- 2 甲及び乙は、互いに、自ら又は第三者を利用して、相手方に対し、次の各号のいずれの行為も行わないことを表明し、又将来にわたっても行わないことを保証する。
- ① 暴力的な要求行為又は法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ② 脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - ③ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、業務を妨害する行為
  - ④ その他前各号に準ずる行為

### 第31条（管轄裁判所）

本契約について紛争が生じたときは、受注者の本店所在地を管轄する裁判所をもって、第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

### 第32条（契約外事項）

本契約に定めのない事項は発注者および受注者が互いに誠実に協議して定めるものとします。

### 第33条（個人情報の取扱い）

本契約締結にあたり発注者が受注者に提供する個人情報（以下「個人情報」といいます）の取扱いは次の通りとします。

- (1) 受注者は、発注者の承諾を得ずに、発注者宅の建築または引渡後のアフターメンテナンスの実施その他本契約の履行以外の目的に個人情報を利用し、第三者に提供してはならないものとします。
- (2) 前項の規定にかかわらず、発注者は、前項の目的のため、受注者が建築設計事務所、保証委託会社、提携損害保険会社、下請業者、協力業者、融資に関わる金融機関、登記等に関わる司法書士その他専門家等の第三者に対して、発注者の個人情報を提供することにつきあらかじめ同意します。

## お支払い方法

### (1) お振込みの場合

弊社指定銀行へのお振込み

取引銀行

千葉銀行 成田支店（店番号286） 普通 4085640

カ) ハウジング ジュウベエ  
(株) ハウジング 重兵衛

※小額工事、特別な場合をのぞき、営業マン・工事関係者が直接集金をすることはございません。

※お支払に伴う振込手数料を弊社で負担させていただきます。

### (2) キャッシュレス決済をご利用の場合（カード支払いの場合はTポイントの付与は対象外とさせていただきます。）



来店にて100万円までお支払いいただけます。

※ご利用可能額のご確認をお願い致します。  
※お支払いは1回払いのみとさせていただきます。

※何らかの理由でカード支払いができなかった場合は、お手数ですが1週間以内にお振込みをお願い致します。